

福岡県公報

平成二十四年四月二十七日
第三千三百九十号
増刊
①

目次

告示 (第八百号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

(会計管理局会計課) …………… 一

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

告示

福岡県告示第八百号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示 (昭和三十九年四月福岡県告示第二百二十号) の一部を次のように改正する。

第三条の表中

	門司大翔館高等学校		
	門司学園中学校		
	門司学園高等学校	門司警察署	
	〃	〃	門司駅前支店
	〃	〃	門司支店

を

附則

この告示は、平成二十四年五月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十九号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定 (昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号) の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 老人ホーム 福岡市の項中

特別養護老人ホーム別府しろくま園	〃	別府七一五―四五
特別養護老人ホーム白熊園	〃	別府七一五―四五

改める。

に改める。